

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第一条 この規程は、社会福祉法人聖愛会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第三条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第四条 この法人の全理事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。
- 3 役員に対する報酬は、別記1「役員の報酬」に定める額とする。
- 4 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第五条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第六条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第七条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第八条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第九条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第一〇条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 6月23日(評議員会の議決日)から施行する。

別記1 役員の報酬

理事会・評議員会出席の都度1人一律2,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度1人一律2,000円